

宮崎県感染症予防計画の変更概要

計画変更に係る方針

本計画は、感染症法に基づき、都道府県及び保健所設置市町村が策定するものであり、令和4年12月の感染症法改正に基づき、新たな感染症危機に備えるため、**保健・医療提供体制に関する記載事項を充実するとともに、医療提供体制の確保等に係る目標を定め、これまでの対応の教訓を生かすことができる新型コロナウイルス感染症への対応を念頭に、その最大規模の体制を目指す。**（計画期間：令和6年度から令和11年度まで）

第1 感染症対策の基本的な考え方

項目1：感染症施策に係る事前対応型行政の構築

- ① 感染症対策連携協議会を通じた関係機関間の連携強化を図ります
- ② 新たな感染症危機の発生時には、国内外の最新情報(病原体の特性・感染対策等)を迅速に収集し提供するよう、国に求めていきます

項目5～10：それぞれの果たすべき役割

- ① 保健所・衛生環境研究所は、健康危機対処計画を策定し体制整備や人材育成等を図ります
- ② 公的医療機関等は、知事が通知する医療提供体制の確保に必要な措置を講じます

項目11：感染症の予防又はまん延防止のための総合調整及び指示の方針 新設

- ① 知事は、必要がある場合、感染症対策全般について、市町村長等に対し総合調整を行います

第2 感染症の発生の予防のための施策

項目8：保健所の体制の確保 新設

- ① 感染症のまん延が長期間継続する見込みのある場合には、全庁体制の構築や、IHEAT要員や市町村等からの応援体制を含めた人員体制の構築、外部委託・一元化・ICTの活用等を通じた業務効率化、保健所機能の重点化等を図ります
- ② 保健所は、平時から本庁や医療機関等との役割分担を確認し、市町村との協力体制について検討します

第4 地域における感染症に係る医療を提供する体制の確保

項目3：機能・役割に応じた新型インフルエンザ等感染症等対応に係る協定の締結 新設

- ① 入院を担当する医療機関と協定を締結し、第一種協定指定医療機関に指定します
- ② 発熱外来、自宅療養者への医療の提供を担当する医療機関、薬局、訪問看護事業所と協定を締結し、第二種協定指定医療機関に指定します
- ③ 施設療養に係る医療提供を行う医療機関・薬局・訪問看護事業所と協定を締結します
- ④ 新たな感染症以外の患者を受け入れる医療機関、回復患者の転院を受け入れる医療機関等と協定を締結します

【主な目標値】

項目	流行初期 (初動対応:公表後1週間～3ヶ月)		流行初期以降 (公表後3ヶ月～6ヶ月)	
	目標の目安	目標値	目標の目安	目標値
協定締結医療機関 (入院)の確保病床数 (感染症病床を含む)	コロナ第3波の最大入院者数(102名:R3.1)に対応する受入体制	146床	コロナ対応で確保した最大の体制 415床	449床
協定締結医療機関 (発熱外来)の機関数	コロナ発生約1年後(R2.12)の発熱外来患者数(最大303名)に対応可能な規模	34機関	コロナ対応で確保した最大の体制 447機関	447機関

項目4：新型インフルエンザ等感染症等に係る円滑な入院調整体制の構築 新設

- ① 宮崎市やDMAT等との連携強化等により、円滑な入院調整体制の構築を図ります
- ② 宮崎・東諸県圏域は、県が主体となって入院調整本部等の組織体を設置し、宮崎市と共同で運営します
- ③ 本庁・保健所・医師会等は、各圏域における入院調整・医療機関との円滑な交渉を図るために、二次医療圏ごとに統括DMAT等の医療コーディネートを行う人材の確保に努めます
- ④ 地域の実情等を踏まえた上で、臨時の医療施設の確保を図ります

項目5：宿泊施設の確保 新設

- ① 民間宿泊業者等との協定締結等により宿泊施設の確保を図ります

項目6：外出自粛対象者及び濃厚接触者の療養生活の環境整備 新設

- ① 外部委託や市町村との連携、ICT活用等により効率化を図り、外出自粛対象者等への健康観察・生活支援を行います
- ② 市町村は、県からの要請に基づき健康観察・生活支援を実施し、県は患者等情報を必要な範囲内で提供します
- ③ 体調不良時や受診先に迷う場合の相談窓口を含む相談体制の確保を図ります
- ④ 県民は、自宅療養に備え、平時から医薬品や食料品等の生活必需品の備蓄に努めます

項目7：感染症の患者の移送のための体制

- ① 感染症指定医療機関や消防機関等を含めた移送訓練や演習を定期的に実施します

第6 感染症の病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上の推進

- ① 民間検査機関や医療機関との協定締結等により、検査体制の確保を図ります
- ② 衛生環境研究所・宮崎市は、平時からの研修や実践的な訓練の実施等を通じ、自らの試験検査機能の向上に努めます

第7 情報収集、調査及び研究、人材の養成及び資質の向上並びに知識の普及及び感染症の患者等の人権の尊重

項目2：感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上

- ① IHEAT要員の確保や研修・訓練等を通じて、保健所支援体制の確保を図ります
- ② 感染症指定医療機関は、感染症対応を行う医療関係者等に対し、必要な研修・訓練を実施します

第9 感染症に係る医療を提供する体制の確保等に係る目標 新設

項目1：医療提供体制の確保に係る目標

- ① 協定締結医療機関(入院)の確保病床数
- ② 協定締結医療機関(発熱外来)の機関数
- ③ 協定締結医療機関(自宅療養者等への医療の提供)の機関数
- ④ 協定締結医療機関(後方支援)の機関数
- ⑤ 協定締結医療機関(人材派遣)の確保人数
- ⑥ 個人防護具の備蓄を十分に行う医療機関数

項目2：その他の目標

- ① 検査の実施件数、検査設備の整備数
- ② 協定締結宿泊施設の確保居室数
- ③ 医療関係者や保健所職員等の研修・訓練回数
- ④ 保健所の感染症対応業務を行う人員確保数、即応可能なIHEAT要員の確保数